

## 金融分野におけるパーソナルデータの取扱いをめぐる論点と今後の課題

弁護士 岡田 淳

個人情報保護法が 2003 年に制定されてから 20 年の節目を迎えたが、情報処理技術の急速な進展、多種多様なサービスの登場、グローバルな個人情報保護法制の整備など、パーソナルデータを取り巻く環境は大幅に変化している。そのような変化に対応すべく、これまで個人情報保護法には数度の改正が行われ、金融分野を含む各種ガイドラインも精緻化されるなど、個人情報の保護と利活用の適切なバランスを模索する試みが続けられてきた。他方で現行法の枠組みの合理性を含め、根本的に再考を迫られている論点も少なくない。本報告では、近年の国内外の規制動向やテクノロジーの進展をふまえつつ、パーソナルデータをめぐる法律上の諸問題を検討する。

現行法は、データベース性の有無により「個人データ」と「個人情報」（散財情報）を区別する、個人データの第三者提供についてそれ以外の取扱いと典型的に区別して本人同意を求める、要配慮個人情報の取得には本人同意を求める、といったルールベースの規律を中心に構成されている。このような規律は一見すると硬直的にもみえるが、近時の一連の法改正による「匿名加工情報」、「仮名加工情報」、「個人関連情報」等に係る規律の導入のほか、いわゆるクラウド例外の導入や黙示の同意といった解釈上の工夫によって実務上の支障を解決してきた経緯がある。しかし他方で、今後もこのような日本特有のガラパゴス的な概念や解釈の積み重ねが果たして通用し続けるのかは改めて検討する必要がある、本報告では、近時爆発的に普及してきた AI の進化と社会実装によって顕在化した議論も紹介しつつ、整理を試みる。

また、本人同意に関する規律の在り方も重要な論点である。個人情報保護法は一定の類型の取扱いの場面では同意中心主義を採用しているが、同意の具体的な意味合いや法的性質については条文でほとんど何も明らかにしていないため、同意をめぐる実務上問題となる多くの論点は解釈に委ねられている。同意の有効性や撤回可能性をめぐる国内外の議論、金融機関における定型約款と同意をめぐる論点、ダークパターン規制の動向、IoT 技術の進展と同意取得方法をめぐる議論など、課題は山積しており、本報告では、このうち特に重要な論点を取り上げて検討する。

以上のような相互に関連する諸論点を通じて、個人情報保護法を中心とする行政的な規律とプライバシー権を中心とする民事的な規律のそれぞれの守備範囲をどう考えるべきか、についても改めて問い直されている。プライバシー権について、自己決定を中心に据えた「自己情報コントロール権」として理解する伝統的な通説が揺らぎつつある一方で、近時改正された個人情報保護法も、従来の手続的規律に留まらず個人情報の取扱いの「適正性」を

直接に問う実体的規律を導入するなど、両者の関係は近接してきている。これをさらに推し進め、プリンシプル・ベースに基づき、規制や執行の不備を埋めるとともに、事業者の自発的なガバナンスを促すことはできるか、という問題意識について検討を深めることも有益である。